

<p>9 体力づくり熊本県民会議に関する<u>こと</u>。</p>				
<p>10 藤崎台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県営八代運動公園県民総合運動公園及び熊本県総合射撃場その他体育施設（「以下、<u>県営体育施設</u>」という。）に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>県営体育施設の管理及び運営に関する重要な事項を決定すること</u>。</p>		<p>1 <u>県営体育施設の管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること</u>。</p>	
<p>11 <u>総合型地域スポーツクラブに関すること</u>。</p>			<p>1 <u>広域スポーツセンターの運営に関すること</u>。 2 <u>総合型地域スポーツクラブの育成に関すること</u>。</p>	
<p>12 <u>体育及び保健に係る表彰に関すること</u>。</p>	<p>1 <u>文部科学省体育功労者・社会体育優良団体及び体育指導委員功労者表彰の推薦に関すること</u>。 2 <u>学校保健及び安全に係る文部科学大臣表彰の推薦に関すること</u>。 3 <u>学校保健功労者の推薦に関すること</u>。 4 <u>熊本県体育功労者及び社会体育優良団体表彰者の決定に関すること</u>。 5 <u>スポーツ優秀大賞表彰者決定に関すること</u>。</p>	<p>1 <u>歯の衛生週間事業表彰に関すること</u>。 2 <u>スポーツ優秀大賞表彰候補者の決定に関すること</u>。</p>	<p>1 <u>各種功労者表彰等の選考委員会の開催に関すること</u>。 2 <u>くまもと歯の健康文化賞被表彰の推薦に関すること</u>。 3 <u>全日本学校歯科保健優良校表彰の推薦に関すること</u>。</p>	
<p>13 <u>学校職員の研修等に関すること</u>。</p>		<p>1 <u>養護教諭の初任者研修及び経験者研修計画・報告に関すること</u>。</p>	<p>1 <u>指導主事、学校管理職等の研修に関すること</u>。 2 <u>養護教諭の初任者研修及び経</u></p>	

				<p>験者研修に関する<u>こと。</u></p> <p>3 各種大会・研修会等に関する<u>こと。</u></p>	
	<p>14 学校安全に関する<u>こと。</u></p>			<p>1 学校教育関係資料の調査及び収集に関する<u>こと。</u></p> <p>2 教育研究推進校に関する<u>こと。</u></p> <p>3 防犯・安全教育に関する<u>こと。</u></p>	
	<p>15 その他体育及び保健に関する<u>こと。</u></p>			<p>1 体育及び保健資料の調査及び収集に関する<u>こと。</u></p> <p>2 体育及び保健行事の結果報告に関する<u>こと。</u></p>	
施設課	<p>1 県立学校の敷地の設定及び変更に関する<u>こと。</u></p>			<p>1 県立学校敷地の調査に関する<u>こと。</u></p>	
	<p>2 県立学校の校舎その他の施設設備の整備に関する<u>こと。</u>ただし、産業教育に関するものうち、設備の整備に関するものを除く。</p>			<p>1 県立学校建物等の調査に関する<u>こと。</u></p>	
	<p>3 県立学校の敷地環境の整備に関する<u>こと。</u></p>				
	<p>4 市町村立学校の校舎その他施設設備に対する指導助言に関する<u>こと。</u></p>				
	<p>5 公立学校の施設設備に対する国庫負担金及び国庫補助金に関する<u>こと。</u></p>			<p>1 公立学校建築の事務連絡に関する<u>こと。</u></p> <p>2 公立学校防災対策事務に関する<u>こと。</u></p>	
	<p>6 公立学校災害復旧に対する国庫負担金に関する</p>				

	ること。			
	7 教育財産の管理に関すること。			1 県立学校目的外使用に関すること。

附則第2項中「総務企画課長」を「教育政策課長」に改める。

### 熊本県労働委員会訓令第1号

労働委員会事務局

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

第1条 熊本県労働委員会事務局処務規程（昭和48年熊本県訓令第72号、熊本県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第8号中「第30条」を「第25条の7」に、「取扱いの是正の申出に対する通知取扱いの是正の申出」を「利用停止請求に対する決定等」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

### 熊本県労働委員会告示第1号

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年熊本県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「第29条第3項」を「第25条の5第2項」に改め、同条第1号及び第2号中「是正の申出」を「利用停止請求」に改める。

第5条第3項中「第29条第3項」を「第25条の4第2項」に、「是正の申出」を「利用停止請求」に、「第30条」を「第25条の7第2項及び第3項」に改める。

第6条中「第16条第8号」を「第16条第2号」に改める。

第7条第5項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を、「事項は」の次に「、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示」を加え、「、開示請求者以外の者に係る情報の内容」を削り、同条第6項及び第7項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を加え、同条第8項中「第19条第7項」を「第19条第8項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（条例第19条の2第1項の規定による通知書）

第7条の2 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第8号の2様式（開示請求事案移送通知書）によるものとする。

第12条の次に次の5条を加える。

（条例第25条の2第1項の規定による通知書）

第12条の2 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第13号の2様式（訂正請求事案移送通知書）によるものとする。

（条例第25条の3の規定による通知書）

第12条の3 条例第25条の3の規定による通知書は、別記第13号の3様式（個人情報訂正実施通知書）によるものとする。

（条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等）

第12条の4 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 利用停止請求書は、別記第13号の4様式（自己情報利用停止請求書）によるものとする。

（準用）

第12条の5 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（条例第25条の7の規定による通知書）

第12条の6 条例第25条の7第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

（1）個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第13号の5様式（個人情報利用停止決定通知書）

（2）個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第13号の6様式（個人情報部分利用停止決定通知書）

2 条例第25条の7第3項の規定による通知書は、別記第13号の7様式（個人情報利用